

# 法人事業税について

2010年9月1日

## I. 法人事業税の歴史

### 1. 府県税としての営業税

明治11年（1877年）営業税創設（府県税）

課税客体：諸会社及び卸売業、諸仲買商、並びに諸小売商及び雑商

明治15年（1882年）

課税対象：商工業一般に拡大

### 2. 国税としての営業税から営業収益税へ

明治29年（1896年）地方税から国税に移管

課税標準：資本金額等の外形基準

府県は、国税としての営業税に付加税を課するとともに、国税の営業税の課税対象とされない小営業に対して、府県税としての営業税を課す

大正15年（1926年）営業税廃止、純益を課税標準とする営業収益税を創設

府県は、営業収益税に対して付加税を課するとともに、営業収益税の課税対象とされない業種及び営業収益税の免税点以下の小売業に対して、営業の純益、収入金額、営業用建物の賃貸価格など外形基準を課税標準とする地方税としての営業税を課す

昭和15年（1940年）

営業収益税と営業税を統合し、営業の純益を課税標準とする国税としての営業税を創設

### 3. 道府県税としての営業税から事業税へ

昭和22年（1947年）営業税を国税から道府県の独立税に移管

法人及び個人の営業に対し、それぞれ、純益又は営業収益を課税標準として課税

昭和23年（1948年）営業税の名称を事業税に改称

個人の農林業、水産業などの原始産業を課税対象に加えるとともに、別に特別所得税を新設し、自由業などを課税

#### 4. 附加価値への試みと挫折、現行事業税へ

昭和 24 年（1949 年）第一次シャープ勧告

事業税の課税標準について「原料等、他の事業から購入したものの価値に、その企業が附加したところの額である」とし、課税標準を事業の所得によるのではなく、附加価値を採用すべきである旨勧告

昭和 25 年（1949 年）

事業税及び特別所得税に代え、道府県税として「附加価値税」を創設

課税標準：事業の総売上から特定の支出金額を控除した金額

昭和 25 年（1950 年）第二次シャープ勧告

附加価値税の課税標準について加算法の選択的採用を勧告

昭和 26 年（1951 年）地方税法の一部改正

青色申告提出法人については、課税標準を各事業年度の所得並びに当該事業年度中において支払うべき給与、利子、地代及び家賃の額の合計額とする加算法も選択可能

加算法によって課税標準を計算する場合における各事業年度の所得の計算は、原則として法人税法の規定による各事業年度の所得の計算の例によるものとし、給与、地代、家賃及び利子の額は、所得計算上損金に算入されるべきものに限る

#### <附加価値税について法律制定後、暫定的に実施を延長>

昭和 29 年（1954 年）附加価値税廃止

暫定的に存続されていた従来の事業税と特別所得税が統合され現行の事業税に

#### 5. 政府税制調査会における外形標準課税導入論

平成 8 年 11 月「法人課税小委員会報告」

「法人事業税は、事業がその活動を行うに当たって地方団体の各種の施設を利用し、その他の行政サービスの提供を受けていることから、これらのために必要な経費を分担すべきであるとの考え方に基づいて、法人の行う事業そのものを課税客体として課する税である。

・・・事業税に外形標準課税を導入することは、事業に対する応益課税としての税の性格の明確化に加え、都道府県の税収の安定的確保、赤字法人に対する課税の適正化にも資するものと考えられる。

・・・地方消費税の導入によって事業税に外形標準課税を導入する問題の現実的な解決になるのではないかとの指摘があるが、両者は税の性格や課税ベース、税収の帰属地が異なっていること等から、理論的には別の問題であると考えられる。」

平成 11 年 7 月「地方法人課税小委員会報告」

望ましいと考えられる外形基準として 4 類型を提示。

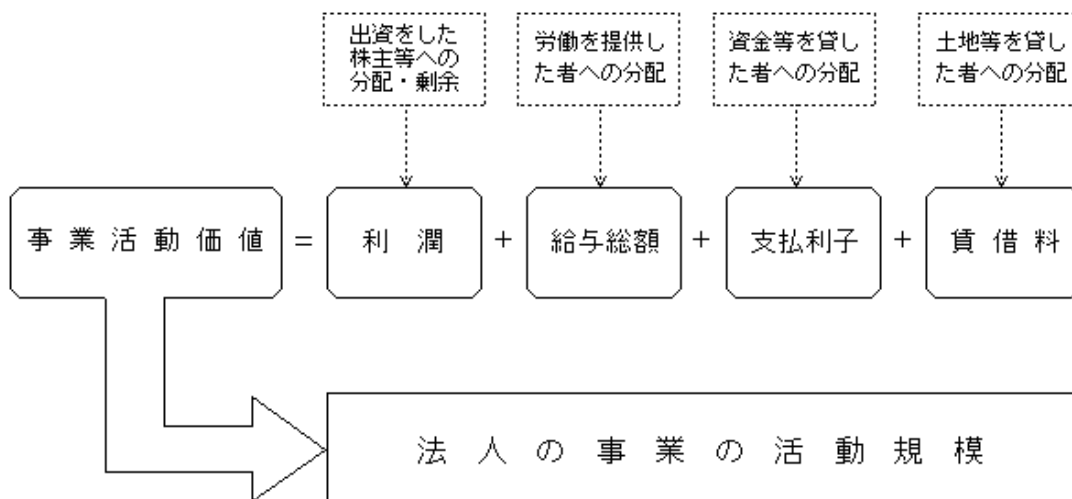
- (1) 事業活動によって生み出された価値
- (2) 給与総額
- (3) 物的基準と人的基準の組合せ
- (4) 資本等の金額

平成 12 年 7 月「わが国税制の現状と課題－21 世紀に向けた国民の参加と選択」

望ましい外形標準のあり方として「事業活動価値」を選定

「事業活動価値は、事業活動によって生み出された価値に着目して法人に負担を求める税の課税標準として、法人の人的・物的活動量を客観的かつ公平に示すと同時に、各生産手段の選択に関して中立性が高いものとなると考えられることから、**外形基準としては理論的に最も優れていると考えられます**」

<事業活動価値>



<事業活動価値の内訳（平成元～10年度の平均値）>

利潤	給与総額	支払利子	賃借料	合計
25.0 兆円 (9.5%)	188.5 兆円 (71.5%)	26.6 兆円 (10.1%)	23.5 兆円 (8.9%)	263.6 兆円 (100.0%)

## II. 外形標準課税—平成 12 年自治省案、平成 13 年総務省案

### 旧自治省案と改革案の比較

課税の仕組み	旧自治省案			改革案		
	課税標準	所得	事業規模額 (雇用安定控除あり)	所得	付加価値額 (雇用安定控除なし)	資本等の金額
	導入割合	1/2	1/2	1/2	1/2 概ね2/6      概ね1/6	
税率	4.8%	大法人 1.6% 中小法人 1.0%	4.8%	0.66%	0.48%	
		資本金1千万円未満の法人は、年4.8万円を限度		資本金1千万円未満の法人は、年4.8万円を限度		
経過措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ H13年度改正で制度化</li> <li>○ 実施時期 大法人 H14年度～ 中小法人 H16年度～</li> <li>○ 経過措置 当初3年間導入割合1/4</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ H14年度改正で制度化</li> <li>○ 実施時期 大法人 H15年度～ 中小法人 H17年度～</li> <li>○ 経過措置 当初3年間導入割合1/4</li> </ul>		
※本格実施時点の給与分の割合	35%程度			22%程度		

## III. 外形標準課税の導入（平成 15 年度地方税法改正、平成 16 年度から適用）

1. 対象法人 資本金 1 億円超の法人

2. 課税標準—当初は外形基準の割合を 4 分の 1 として設定

①所得割 所得

②付加価値割 付加価値額＝報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料±単年度損益

\*雇用安定控除 報酬給与額が収益配分額（報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料）の 70%を超える場合には、当該超える額を収益配分額から控除

③資本割 資本等の金額＝資本の金額又は出資金額＋資本積立金額

\*持株会社（発行済株式総数の 50%を超える数の株式を直接又は間接に保有す

る子会社の株式の帳簿価額が、総資産の額の50%を超える法人)については、資本等の金額から、当該資本等の金額に総資産のうちに占める子会社株式の帳簿価額の割合を乗じて得た金額を控除する

\*資本等の金額が1,000億円を超える法人については、1,000億円に、次に掲げる資本等の金額の区分に応じ、次に定める率を乗じて得た金額の合計額を加えた金額を資本割の課税標準とする。ただし、資本等の金額が1兆円を超える場合には、資本等の金額を1兆円とみなして計算するものとする

1,000億円を超え、5,000億円以下の部分 50%

5,000億円を超え、1兆円以下の部分 25%

\*国外において事業を行う内国法人の資本割の課税標準とすべき資本等の金額は、資本等の金額に全世界所得に係る付加価値額のうちに占める国内所得に係る付加価値額の割合を乗じて得た金額とする

### 3. 税 率

#### 標準税率

	所得割		付加価値割	資本割
標準税率	所得のうち年 800 万円を超える金額及び清算所得	7.2%	0.48%	0.2%
	所得のうち年 400 万円を超え、年 800 万円以下の金額	5.5%		
	所得のうち年 400 万円以下の金額	3.8%		

(注) 地方税法本則に規定する所得割の標準税率(恒久的な減税による負担軽減措置がないものとした場合の標準税率)は、所得のうち年 800 万円を超える金額及び清算所得については 8.6%、所得のうち年 400 万円を超え、年 800 万円以下の金額については 6.6%、所得のうち年 400 万円以下の金額については 4.4%となる。

制限税率 都道府県は、上記 1) の標準税率を超える税率で法人事業税を課する場合には、当該標準税率のそれぞれ 1.2 倍を超える税率で課することができない。

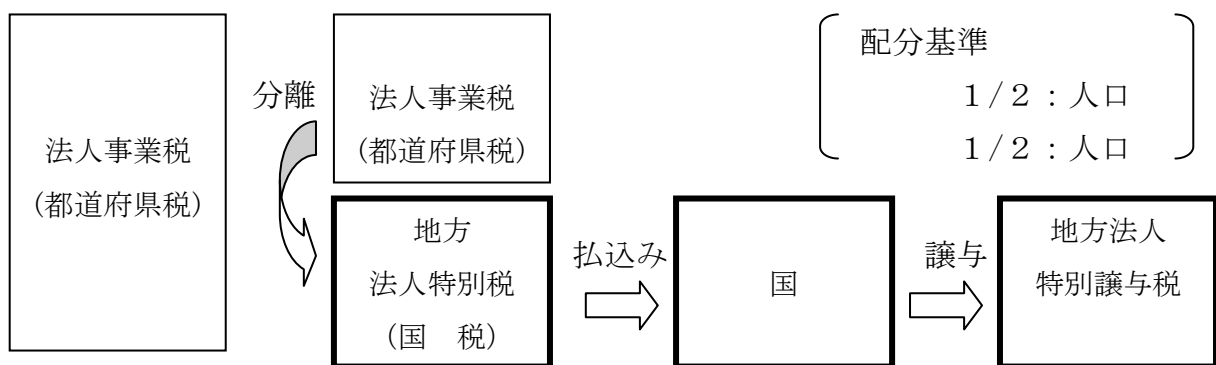
4. 徴収猶予 赤字が3年以上継続する法人や創業5年以内の赤字ベンチャー企業を対象(最長6年間の猶予)

5. 適用期日 平成16年4月1日以後に開始する事業年度分から適用

#### IV. 地方法人特別税の創設（平成 20 年度税制改正）

消費税を含む税制抜本改革がなされるまでの間の「暫定的措置」として、法人事業税の税収のおよそ 2 分の 1 をいったん「地方法人特別税」（国税）として国にプールした上で、その全額を地方法人特別譲与税として、現行の法人事業税の配分基準とは異なる基準で都道府県に再配分する（地方税法改正ではなく「地方法人特別税法等に関する暫定措置法」の制定）。

##### 【法人事業税改正、地方法人特別税・地方法人特別譲与税のスキーム】



##### 1. 法人事業税の税率の改正

###### ①資本金額・出資金額 1 億円超の普通法人の所得割の標準税率

年 400 万円以下の所得	3. 8 %	⇒	1. 5 %
年 400 万円超 800 万円以下の所得	5. 5 %	⇒	2. 2 %
年 800 万円超の所得及び清算所得	7. 2 %	⇒	2. 9 %

###### ②資本金額・出資金額 1 億円以下の普通法人等の所得割の標準税率

年 400 万円以下の所得	5. 0 %	⇒	2. 7 %
年 400 万円超 800 万円以下の所得	7. 3 %	⇒	4. 0 %
年 800 万円超の所得及び清算所得	9. 6 %	⇒	5. 3 %

###### ③特別法人の所得割の標準税率

年 400 万円以下の所得	5. 0 %	⇒	2. 7 %
年 400 万円超の所得及び清算所得	6. 6 %	⇒	3. 6 %

（特定の協同組合等の年 10 億円超の所得 7. 9 % ⇒ 4. 3 %）

###### ④収入金額課税法人（電力・ガス・保険業）の収入割の標準税率

	1. 3 %	⇒	0. 7 %
--	--------	---	--------

- \* 3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人のうち資本金1,000万円以上であるものの所得割に係る税率については軽減税率の適用はない。

## 2. 法人地方特別税の創設

都道府県間の財政力格差を是正するために法人事業税の上記の税率引下げ分に対応して、地方法人特別税を創設。同税は国税であるが、国税通則法・国税反則取締法の適用はなく、国税徴収法の規定の適用上は地方税とみなされる（地方法人特別税法第7条）。

- ①納税義務者－法人事業税（所得割又は収入割）の納税義務者
- ②課税標準－標準税率により計算した所得割額又は収入割額
- ③税 率（地方法人特別税法第9条）

付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	148%
所得割額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	81%
収入割額によって法人事業税を課税される法人の収入割額に対する税率	81%

- ④賦課徴収－都道府県が法人事業税の例により併せてこれを行う。
- ⑤申告・納付－納税義務者は、地方法人特別税を当該都道府県の法人事業税の申告・納付と併せて当該都道府県に申告・納付。
- ⑥適用時期－平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用

なお、地方法人特別税も法人税の計算上は損金に算入され、また、課税標準はあくまで「標準税率により計算した所得割額又は収入割額」であり、超過課税分は反映されない。

### 3. 地方法人特別譲与税の創設

地方法人特別税の税収の全額が、地方法人特別譲与税として、1/2を直近の国勢調査による人口、1/2を従業者数の基準によって配分され、都道府県に譲与される。

ただし、前年度の地方交付税の算定における財源超過団体に対しては、この改正による減収額として算定した額が財源超過額の1/2を超える場合には、その額の1/2を限度として、当該超える額が譲与額に加算される。

#### 【現行法人事業税（資本金1億円超の大法人）のイメージ】

地方法人 特別税 (所得割×1.48 = 4.3%)	所得割 2.9%	付加価値 割 0.48%	} 2 ..
		資本割 0.2%	
{ 3		:	{ 1

以 上